

平成 19 年 1 月 23 日

内閣総理大臣
安部 晋三殿

〒100-1101
東京都三宅島三宅村神着 320-2
三宅島ふるさと再生ネットワーク
会長 佐藤 就之

三宅島非帰島島民に対する要望書

2000 年東京都三宅島噴火災害の復旧・復興事業の取り組みに対して、心より感謝申し上げます。

1 , 三宅島非帰島島民の現状について

2005 年 2 月 1 日の全島避難解除から丸 2 年を経過しようとしています。村の発表では、2000 年 8 月 1 日の避難前人口 3,855 人、1,972 世帯に対して、昨年 12 月 1 日付の人口と世帯数は 2,910 人、1,753 世帯となっております。

避難前と現在との人口差は 945 人減少、世帯数差では 219 世帯の減少となっております。ところが定着した実島民数は 2,000 人程度で非帰島島民はもっと多く様々な理由で流動的であるとの見方が有力です。世帯数では、私たちの調査では 2006 年 11 月で都内 161、都外 9 県に 56、合計 217 世帯、転居先不明 153 世帯を加えると 370 世帯となります。この転居先不明の方々は、主に家屋損壊と高齢化・病身等のために親族などを頼り転居、一方では 7 割の子どもは帰島せず、子育て世代が片親の実家、縁故、新居などに転居しているために配偶者、子どもと別居などの二重生活を強いられている深刻な実態が報告されています。

約 1,000 人におよぶ帰島しない島民について、本人の意思であるかのように言い募る人もおりますがそのような事はありません。

非帰島の原因は、長期避難による家屋の損壊と高齢化、病身のために公営住宅、親族に身を寄せる方、雇用機会のない方、帰島前に村の指定した医師の診断で高感受性者の診断を受け帰島を見合わせている方および乳児、子どもたちが火山ガスの影響を受ける可能性があると言われ帰島を見合わせた子育て世代の親子、全島 4 5 %の立ち入り規制を受け、住居と生業を奪われた高濃度地区の多数の島民など厳しい行政処分的な制限と帰島条件により「帰島できない」または「しない」と自己の希望に背く不本意な避難生活を継続しているのです。全島避難解除後においても重要な行政責任として対処すべきであることは明白です。

火山ガスの対応も前例のない異例の事であり医師、専門家に判断を委ねているだけでは、島の復興にとっても多大な影響を受けます。帰島島民の帰島条件整備、改善による人口増の努力は島の復興にとって戦略的課題として重視し対応すべきです。

2 , アンケート結果とその原因

さて私たち「三宅島ふるさと再生ネットワーク」では、「帰島できない三宅島島民の実情を広く世に知ってもらう事とその状況を改善することを目的」に 2006 年 11 月にアンケートを集約しました。その内容は、添付資料の「三宅島島民の生活状況についての

アンケート（解説）」の通りですが、回答者の7割が60歳以上である事を留意して早期に改善策をお願いしたいと思います。

非帰島島民世帯の6割強が1年前より生活が苦しくなった、預貯金が減ったが半数、全く無くなったが7分の1で、増えた世帯は無い状況です。そのため今後の生活が苦しくなる世帯が半数以上に上っています。また6割強が「いずれは帰島したい」と回答し「帰島しない」は2割強と少数となっています。さらに今回のアンケートに於いては、村の非帰島島民に対し同じく長期避難生活を行ってきた被災者島民にもかかわらず救済の施策は不公平であり差別感を強く持ちながら切実な要望が多数寄せられています。

この原因は、三宅村では、帰島1年経過後の2006年3月の第1回定例村議会において複数の村会議員が非帰島島民や高濃度地区住民対策の改善を求めたものに対して、「国・地方を通じて自然災害に起因するものでの保障と言うものは基本的にはない」とした上で、三宅島の今回の噴火災害に対しては「公的には（2005年の）避難指示解除を持って2000年噴火災害は終了したものである」ということで全体の仕組みがそうになっている」など答弁（概要）を行っています。そのなかでも村長判断でぎりぎりの改善施策の努力をしていることを理解してほしいとっております。

しかし1,の非帰島島民の現状、高濃度地区の禁止条例等の制限は噴火災害そのものです。

このような行政判断と決定では、いくら私たちが声を大にして要望を上げて聞き入れないはずで

行政の救済責任は無いのでしょうか。また今日の現状、火山ガス放出、日々のガス警報に対して「噴火災害は終了した」と言えるのでしょうか？

このままでは平成19年度以降の救済施策は廃止されて、「規制はすれども救済なし」或いは「公共・防災復旧事業はすれども島民の人間復興・生活再建の支援無し」と思われても過言ではないと思います。

私たちは、これまで国がライフラインの復旧等に最大限の物心両面でご努力を頂いたことを十分に承知し感謝を致しております。その上でのお願いですがぜひ非帰島島民の要望実現に真摯な取り組みをお願い致します。

3,「緊急火山ガス被災者救済計画」の策定にご協力をお願い致します。

世界にも類を見ないといわれる長期火山ガスによる被災地三宅島のこの救済には、前例も無く国の現行の制度の限界等さまざまな困難な制約があると思います。しかし現状を直視して約1,000人の非島島民および157世帯、331人（05年1月現在）の高濃度地区等の被災者救済のためにご協力を求めるものです。

三宅村と都に対して私たちは、現在の「復興計画」と併行して「緊急火山ガス被災者救済計画」（仮称）を新設し、二本立ての「総合長期復興基本計画」を島民参加により練り直すべきであると提案しております。これらにより現状の厳しさをご理解いただき現行の諸制度を上回る救済の努力をお願い致します。

また国においても三宅島のような「長期災害」に対して「被災者救済制度」の確立のためにご努力をお願い致します。

以上の趣旨を含めて、下記の問題に付いて早急に対応を講じていただきたく要望をしますので、ご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 ,三宅島島民に対する「被災者生活再建支援金」の打ち切りの延期をしてください
- 2 ,都・国の三宅島島民に対する「災害援護資金貸し付け」の打ち切り延長をしてください
- 3 ,三宅島等の自然災害被災者の住宅損壊に対し住宅本体の再建支援金支給制度の確立をしてください
- 4 ,火山噴火等の長期自然災害に対し被災者生活再建救済制度を早急に確立してください
- 5 ,航空路の早期再開支援をしてください
非帰島島民は、高齢で高感受性者や病弱者が多くアンケートでも再開希望が5割を越えています。観光のためもありますが生計交通機関としても早期の再開のため的一段のご協力をお願い致します。
- 6 ,医療費、年金などの保険料の減免や補助,生活費補助、子どもと子育て世代に対する教育費等の補助、電気、ガス、下水道など基本料金の減免や補助をしてください
- 7 ,在京者の三宅島の住宅の補修や再建への補助、高濃度地区被災者向けの公営住宅増設支援など住宅問題について支援をしてください
高濃度地区で住む事を禁止されている住民と高感受性者は本来なら三宅島の比較的安全な地域または他地域に仮設住宅建設などで救済すべきだと思います。
- 8 ,高濃度地区住宅に脱硫装置を設置して生活出来るように支援をしてください

以上